

## 特別徴収の手続きについて(一覧)

異動理由		未徴収税額の徴収方法	提出書類	様式		
個人	③ 転勤	他の事業所へ転勤(転職)し、新事業所で引き続き、給与天引きする場合	特別徴収 (新勤務先で徴収)	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	様式2	
		現在「非課税」の人が転勤する場合	特別徴収 (新勤務先で徴収)			
	① 退職	未徴収税額を本人が納付する場合	普通徴収			
		未徴収税額を最後の給与または退職金から徴収し、特別徴収義務者が納入する場合	一括徴収 (退職手当等の額が、退職の翌月以降に徴収される月割り額を超えるとき)			
		退職年月日				未徴収税額の徴収方法
		5月1日～12月31日				普通徴収または一括徴収 (本人の申し出があった時)
	④ 休職	翌年 1月1日～4月30日	一括徴収			
⑤ 長期欠勤	現在「非課税」の人が退職する場合	普通徴収				
⑥ 死亡	未徴収税額を納税義務者の相続人が納付する場合	普通徴収				
② 就職	新たに就職(復職)した場合等で、特別徴収を開始する場合	特別徴収	普通徴収から特別徴収への切替申請書	様式3		
事業所	⑦ 事業所が解散・休業した場合		給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (退職者全員)	様式2		
	⑨ 事業所が社名変更・住所変更した場合		特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	様式1		
	⑩ 普通徴収であった事業所が新たに特別徴収を行う場合		特別徴収開始届出	様式4		
	⑪ 特別徴収税額の納期の特例の申請をする場合		特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	様式5		

※給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書は、5月にお送りしている「市民税・県民税 特別徴収関係書類綴」の中にもあります。